

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立中山中学校

校長氏名 藤 塚 康 子 公 印

令和7年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

学校の教育目標を踏まえ、以下の教育目標を設定する。

- (1) 個に応じた学びを支援し、心豊かに生活できる能力を育む。（よく勉強し）
- (2) 社会性やコミュニケーション能力を育み、集団生活への適応力を育む。（よく働き）
- (3) 生徒の特性に応じた教育活動を行うことで情緒の安定を図り、自立心を育む。（よく鍛える）

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 保護者と巡回指導教員、学級担任、特別支援教育コーディネーター等が協働し、生徒の支援に取り組む。
- (2) 生徒一人ひとりの特性に応じて、学校生活支援シート、連携型個別指導計画を作成し、それに基づいた教育活動を行っていく。
- (3) 円滑な特別支援教室運営のために、特別支援教育専門員を活用し、校内における連絡・調整を行う。

3 指導の重点

- (1) 自分の気持ちや情緒をコントロールして、変化する状況に適切に対応する力を育む。
- (2) 自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基礎を培う。
- (3) 場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができる力を育む。
- (4) 自己の特性について理解し、適切に対応できる力を育む。

4 その他の配慮事項

- (1) 支援については、一人ひとりの生徒の状況と指導の内容を校内委員会で十分に検討する。
- (2) 保護者と教員間で日々の支援・指導について連絡を取り合い、共通理解を図る。
- (3) 生徒の実態に応じた学習内容や教材・教具を工夫し、指導にあたる。
- (4) スクールカウンセラー、市の相談機関、その他の関連諸機関との連携を図る。
- (5) 専門家による指導・助言を受けながら、よりよい授業をめざし、研修・研鑽に努める。
- (6) 1日や1単位時間の設定など生徒の実情に合わせて、柔軟に設定する。